

埼玉県告示第六百十五号

告 示

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

イ 学科試験

令和二年八月十八日（火）

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館五〇一会議室

ロ 実技試験

令和二年八月二十日（木）

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際学院埼玉短期大学

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

令和二年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

ロ 試験手数料

一万八千四百円を受験願書等の提出時に納付すること。

ハ 出願期日及び提出場所

令和二年七月一日（水）及び同月二日（木）

午前十時から午後四時まで

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館五一一会議室

ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

五 令和二年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品・医薬品安全課及びさいたま市保健所（大宮市場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

川口市保健所

越谷市保健所

六 合格発表

令和二年九月十八日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。